

令和 7 年第 3 回定例会

## 民生環境常任委員會會議概要

委員長 関 貴光

副委員長 山本 武朝

**1 開催日時** 令和7年9月9日（火曜日）午前10時33分～午前11時8分

**2 開催場所** 第2委員会室

**3 審査案件**

（1）議案第126号 黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について

**4 報告事項**

（1）令和8年度知事と市町村長の意見交換会の要望について

**○出席委員**

委員長	関 貴光	委 員	万 徳	なお子
副委員長	山本 武朝	委 員	木 村 淳	司
委 員	小熊 ひと美	委 員	竹山 美虎	
委 員	山田 千里	委 員	小豆畑 緑	

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	佐々木 浩文	福祉部次長	福島 清裕
福祉部長	白戸 高史	こども未来部次長	太田 直樹
こども未来部長	大久保 綾子	保健部次長	福士 秀徳
保健部長	千葉 康伸	こども・若者政策課長	琳代 充子
市民病院事務局長	今 国 弘	市民病院事務局総務課長	須藤 静路
浪岡振興部長	奈良 英文	浪岡振興部市民課長	熊谷 圭介
環境部次長	齊藤 寿一	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 柿崎 良輔 議事調査課主査 山下 貴子

**○関貴光委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、付託議案の審査に係る説明等のため、奈良浪岡振興部長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第126号「黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

**○奈良英文浪岡振興部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第126号黒石地区清掃施設組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について御説明いたします。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」ですが、浪岡地区の一般廃棄物を処理している黒石地区清掃施設組合は、令和8年3月末をもって解散することとしており、解散に伴う同組合の財産処分については、地方自治法第289条及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経ることとされております。

また、解散に伴う事務の承継についても、同組合規約第12条により加入市町村の議会の議決を経てする協議により定めるものとされており財産処分及び事務の承継に係る議案について御審議いただいているものであります。

「2 処分する財産」ですが、土地については、環境管理センター用地をはじめ、42筆、合計12万3448.44平方メートル、建物については、ごみ処理施設をはじめ、8棟、合計延床面積6750.073平方メートル、この他、物品として車両7台及び事務用等の備品、財政調整基金として令和8年3月31日における見込額で1億1028万4000円となっております。

「3 処分する財産の帰属先」については黒石市、「4 処分時期」については、令和8年4月1日としております。

「5 事務の承継」ですが、に記載のとおり、浪岡地区のごみ収集、運搬及び処分、一般廃棄物処理業の許可に関する事務は青森市が承継し、ごみ処理施設の維持管理や令和7年度の決算の審査等に関する事務につきましては黒石市が承継することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○関貴光委員長** これより質疑を行います。御質疑等はありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 確認なんですか？も、処分地を埋め立てた後、黒石市が水質とかガスとかモニタリングすることになるんですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 今年度中に、組合に加入している5市町村で任意の協議会を立ち上げることとしておりますので、財産については、黒石市が管理していくことになりますけれども、何かあった際は、常にその5市町村で協議しながら管理などをしていくこととしております。

以上です。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 処分地の立ち入りとか制限されるんじゃないかなと思っているんですが、その辺、分かったら教えてください。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 最終処分場については、令和8年3月31日でその役割を終えることになりますけれども、本答弁でもお話したとおり、その後、埋め立てして2年間はそういう水質の基準などを管理していくかないと、最終的な廃止にはならないものですから、その間は当然、きちんと管理していくことになります。

以上です。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** メタンガスの問題とかいろいろ心配なので、管理をぜひ十分やっていただくように、協議会のほうにお願いすることになるんだと思うんですが、この議案については賛同いたします。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第126号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

○**関貴光委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和8年度知事と市長村長の意見交換会の要望について」報告を求めます。まず環境部長からお願ひします。

○**佐々木浩文環境部長** 東青5市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うた

め取りまとめております青森圏域重点事業に関する要望書について、今般、その項目・内容等についてまとまりましたので御報告いたします。

資料「令和8年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次か重点要望項目一覧となっております。青森圏域全体で38項目あり、このうち、本市の重点要望項目No.1からNo.28までとなっております。

次に、資料「令和8年度青森圏域重点事業要望項目一覧【民生環境常任委員会】」を御覧ください。

民生環境常任委員会に関係する項目といたしましては、環境部所管の1項目、福祉部所管の1項目、こども未来部所管の2項目、市民病院事務局所管の1項目の計5項目となっております。

それでは、それぞれの項目につきまして、環境部、福祉部、こども未来部、市民病院事務局の順に御説明いたします。

まず、環境部所管の1項目を御説明いたします。

資料「令和8年度青森圏域重点事業に関する要望書」の26ページを御覧ください。

No.26「ツキノワグマの被害防止対策の推進について」につきましては、本市において、令和6年度に過去に例を見ないほどツキノワグマの出没件数が増加し、死亡事故が発生したことを受け、令和7年度から指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し、対策の強化に努めておりますが、今年度の出没件数が昨年度を上回るペースで増加しており、捕獲の増加など更なる市町村費の負担の増大が見込まれることから、要望項目の1つ目であります、「ツキノワグマの被害防止対策の推進に向けた財政的支援の充実、早期の事業実施に向けた弾力的な運用」について要望するものであります。

次に、鳥獣保護管理法の改正により新たな市町村の役割・責任が求められるものの、専門知識や経験不足等が懸念され、青森県においても、秋田県のツキノワグマ被害対策支援センターのような体制の市町村への支援等が必要と考えておりますことから、要望項目の2つ目であります、「青森県へのツキノワグマに係る専門的職員の配置及び専門部署の創設等による市町村の支援体制の充実」について要望するものであります。

環境部所管の要望事項は、以上でございます。

○**関貴光委員長** 次に、福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 続きまして、福祉部所管の1項目を御説明いたします。

お手元の資料「令和8年度青森圏域重点事業に関する要望書」の16ページを御覧ください。

No.16「地域生活支援事業の実施に係る超過負担について」御説明いたします。

要望事項の内容の冒頭に記載しておりますとおり、市町村が実施する地域生活支援事業は、障害のある方々が地域で自立した日常生活や社会生活を送る上で不可欠

な支援を提供しております。

具体的には、ストーマ装具などを給付する日常生活用具給付等事業、障害者の外出を支援する移動支援事業、手話通訳者などを派遣する意思疎通支援事業などであります。

しかしながら、国および青森県からの補助金は年々減少傾向にありまして、国は事業費の 50%以内を補助できるとされておりますが、令和 6 年度の実際の補助率は 23.18% にとどまっております。

また、3 段落目に記載のとおり、青森県の補助率につきましても、事業費の 25% 以内を補助できるとされておりますが、令和 6 年度は 11.59% と、国・県ともに基準の半分以下となっており、結果として本市の超過負担を年々増加させております。

補助率の推移につきましては、下段の表に記載のとおり、年々減少傾向にあります。そのため、一番右側の列の一般財源は、令和 5 年度の 1 億 698 万円に対しまして、令和 6 年度は 1 億 2467 万円と 1769 万円増加しております。

要望事項の内容の 4 段落目に戻っていただきまして、昨今の物価や人件費の高騰を受け、基準額等の見直しが課題となっておりますが、市の超過負担が年々増加している現状では、この見直しを市が独自に進めることは極めて困難であります。このため、下のゴシック体で記載しているとおり、「地域生活支援事業に対する補助について、対象経費の 2 分の 1 に近づけるよう国への働きかけ」、「青森県においては、国の予算にかかわらず、対象経費の 4 分の 1 の財政支援」の 2 点について要望するものであります。

福祉部所管の要望事項は、以上でございます。

○**関貴光委員長** 次に、こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** こども未来部所管の 2 つの要望事項について順次、御説明いたします。

お手元の資料「令和 8 年度青森圏域重点事業に関する要望書」の 9 ページを御覧ください。

No.9 「子育て支援」についてのうち、幼児教育・保育の無償化に係る要望について御説明いたします。

要望事項の内容の最初に記載しておりますとおり、国においては、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和 5 年 12 月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」を取りまとめ、幼児教育・保育の質の向上等について必要な措置を講ずることとしております。

本市においては、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金も活用しながら様々な子育て支援策に取り組み、子どもを産み育てる環境を向上させ、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることとしております。

3 段落目になりますが、国では、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に

より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る利用者負担——保育料を無償化する中で、本市では、独自の軽減策を実施してきたことに加え、令和6年10月からは、2歳児クラスの保育料の無償化を実施したところであります。

しかしながら、5段落目になりますが、子育て支援策を各地方自治体で実施していることにより、住む地域による実施の有無や助成の対象となる年齢や所得制限の有無、また、各自治体の財政力等に応じて、子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じている現状となっております。

これら少子化対策につながる取組は、国の責任と財源において、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりなど国策として必要な措置を講じるべきものであると考えます。

以上のことと踏まえ、下のほうにゴシック体で記載していますが、要望項目の2つ目、「親の所得にかかわらず、0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた財政支援についての国への働きかけ及び0歳から2歳までの幼児教育・保育の無償化に向けた全県的な取組としての県の財政支援」について要望するものであります。

続きまして、27ページを御覧ください。

No.27 「地方創生に取り組むための財源措置について」のうち、昨年度まで企画部が担当しており、今年度からこども未来部の担当となりました、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金に関する要望について御説明いたします。

昨今の国際的な原材料価格の上昇などの影響によるエネルギー・食料品等の価格高騰が続いていることに加え、日米間の相互関税が15%に引き上げとなるなどの国際情勢の変化等により、将来の予測が困難な状況となっております。

その中で、2段落目の2行目後半になりますが、非婚化・晩産化の進展や合計特種出生率の低下などによる自然減及び進学や就職などを契機に若年層が市外に流出する社会減による人口減少社会への対応など、地方創生に関する諸課題への対応が急務となっております。

本市では、4段落目後半になりますが、「子育て先進都市 青森市」の実現に向け、県の青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、小・中学校給食費、高校生までの子ども医療費及び2歳児クラスの保育料等について、全額公費負担することに加え、小・中学校の修学旅行費の一部公費負担などを実施しております。

一方で、国では、学校給食費無償化の議論が交わされておりますが、国で制度を創設した場合であっても、県において掲げている、子ども・子育て「青森モデル」の実現に向けて、より一層の子育て世帯の負担軽減が必要となるものと考えます。

以上のことと踏まえ、下のほうにゴシック体で記載していますが、「県は、国で給食費無償化の制度を創設した場合であっても、子ども・子育て『青森モデル』の実

現に向け、令和8年度以降も、これまで同様の財政規模による県内市町村への支援を継続すること」について要望するものであります。

こども未来部所管の要望事項は、以上でございます。

○**関貴光委員長** 次に、市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 続きまして、市民病院事務局所管の1項目について御説明いたします。

要望書15ページを御覧ください。

No.15 要望項目「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備について」であります。

青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備については、県・市議会及び有識者会議での御議論に加え、県民・市民の皆様からの御意見を踏まえ、本年3月に共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定したところであり、現在は、当該基本計画に基づき、円滑な開院に向けた準備や設計業務等を進めております。

両病院の統合を着実に推進していくことで、青森市民をはじめ、青森地域保健医療圏に住む方々に対し、将来にわたって安定的かつ、質の高い医療を提供できるものと考えております。

しかしながら、新病院の整備に当たりましては、多額の事業費が見込まれますことから、これらのことと踏まえ、青森地域保健医療圏における医療提供体制構築、本市の財政負担軽減、新病院の経営安定化の観点から、1つに、「青森市民病院の役割を継承する統合新病院の着実な整備」、2つに、「県の『地域医療介護総合確保基金』等を活用した青森県・青森市の共同経営・統合新病院整備についての財政支援」について要望するものであります。

市民病院からは、以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** 子育て支援についてなんですが、小・中学校の給食の、国による完全無償化を要望していくということなのですけれども、中学校の給食の無償化について、令和8年度から、自民民主党、公明党、日本維新の会の3党合意というのがなされていると思うんですが、その辺の動向というのは何か市のほうに情報があれば教えてほしいんですが。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** そういう情報が市にということでは、特段、確認はしていないです。

[木村淳司委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 学校給食費完全無償化は、全て国においてやってほしいということでの要望でよろしいですか。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 今、県でやっているところなんですかけれども、要望事項を見ると、全国共通の安定した制度創設についての国への働きかけというのがあり、令和8年度からやるというような政治的な流れは一応あるので、その辺の実際の動きがあれば教えていただきたいなというところで——まだ来ていないということで分かりました。ありがとうございます。

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 給食費無償化の関係なんだけれども、要は、やっているところは、給食費に使っちゃいけないよということで始まった。

この前記事で、おいらせ町でしたか、制度が変わったので使えるようになったと出たのだけれども、県からその辺の状況の変化とか、そういう話はありましたか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 昨年度、県から値上がり分だけは使ってもいいということで、もともと本市が給食費を無償化していた分には充てられなかつたんですが、物価高騰分については充てることができていました。

今年度からは、全ての給食費に充ててもいいということで県からお話をありましたので、全て充てられることに変わっています。

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 話はあったのね。

[大久保綾子こども未来部長「はい、ありました」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** すみません、確認でした。

というのは、県議会にも全く説明がなかったということがあって、今回、議会で、その辺をちゃんとやり取りをしろという話をしていたんです。議会にも報告していないのであれば、関係する市町村に何もされていないんじゃないかなと、実は、思つたんです。

分かりました。もしそういうことがあつたら、議会にも、こういう制度の中身がちょっと変わりましたとか、耳打ちでいいので各会派に教えてください。

○**関貴光委員長** よろしいですか。

[竹山美虎委員「はい」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 関連して、学校の給食費の無償化についてですが、青森市はもともと独自で無償化をスタートしたけれども、食材費の値上げの分とか、県の交付金の使い方で充ててもいいということですね。

だけれども、本市は、それは独自財源で頑張ってやってきて、それに充てちゃうと、今、様々拡充してきた子育て支援が逆に、給食に充てちゃったらそっちができなくなるので、あえてそこは、給食費のほうは充てないで、子育て政策を充実した

いということでよいでしょうか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** No.27 の要望がまさにそのことをお話ししたくて、国が無償化した場合であっても、県は今と同規模で支援して欲しいということでのお願いをして、今、市が始めている事業が続けられるようにということでの要望ということになります。

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** おいらせ町は多分、お金がないから、給食費無償化にそれが使えないんだったら今年度でもう、やめざるをえないという——何を言いたいかというと、同じような状況にならないように、給食費だけじゃなくて、対策をそれぞれでやっているわけだから、今後、県とがっちりやってください。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 今回の要望書の中に、給食費の無償化にしても、住む地域によって、実施の差別があつてはならないと書かれている。本当そうです。

青森市は給食費無償化だけれども、他の市では、まだできないというところもあるので、やっぱり子育て支援に関しては本当にできるだけ、国策としてもやるべきだなというのは実感します。青森市だけやればいいんだというような流れ、そういった中で、給食費の無償化が自由民主党、公明党、日本維新の会で、まずは中学校からで——でも、今の政治はあのとおり混沌としているので、財源が充てられなくて様々なことがどう進むのかわからない状況です。地方としてはしっかり進めてくれということにしていきたいと思います。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 環境部かどうか所管が分からぬんですけども、浅虫の山のナラ枯れ、ひどいですよね。それで、さっき聞いたら、やっぱりもう生きていないと、死んじやうという話で大丈夫かと。心配です。あれだけの数の木が死んじやうということは——対応については環境部でいいですか。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** すみません、環境部の所管ではないです。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 違うんですか。

[「農林水産部」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○万徳なお子委員 心配なので、連携して被害のないようにお願いします。

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 環境部なのですが、先日の一般質問の中で、新城の産業廃棄物の問題が出ていましたけれども、前定例会で私はこの問題を取り上げたんですが、P F A S に関連して、不法投棄について市がどんなふうに把握しているかという質問に対して、心配ないというような答弁だったと思うんですけれども、実際はあの問題だったので、市はどういうふうに捉えていたのかということをお尋ねしたいと思います。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 前回の御質問の中では、あくまで本市が管理している一般廃棄物処理については、環境も含めて問題ないですというふうなことで答弁申し上げまして、今定例会の中村議員からの御質問というのは、県が管理していた、過去に産業廃棄物処分場であった場所で、かつ産業廃棄物の最終処分場におきましても、安定型、管理型という処分形態があるんですが、あの場所は安定型の処分場ということになります。安定型の処分場というのは、原則論からいうと、危ないものは捨てられない最終処分場——埋め立て処分場ということになっておりまして、現在の法律と過去の法律は若干異なりますけれども、安定型は危ないものがないので、水質管理をしなくていいという形で、最終的には県のほうで、埋め立ての処分を終え、閉鎖の届出を受理しているというふうな状況であります。

したがって我々のほうとしては、そもそも、安定型の処分場は先ほども申し上げたとおり、危ないものを捨ててないということの前提で、県のほうで、許可、指導、管理していたものでありますので、地下水の水質管理というのはしておりません。

ただ、今、小熊委員からもあったように、環境上、問題があるんじゃないかというふうなことを想定していたようでありまして、県からの引き継ぎで、周辺の水路、河川の下流部分についての水質調査は我々のほうで検査しております、それについては問題ないという状況でありますので、今のところは、環境への影響はまずないというふうな形で答弁させていただいたということになります。

○関貴光委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 不法投棄についてどういうふうに把握しているかという質問だったんです。

いずれにしろ、たくさんあそこに、あるということが分かっているので、やはり今、八戸市で、昔からの産廃を片付けた後から P F A S が出ていますから、青森市も、その辺はきちんと検査をすべきと思います。

○関貴光委員長 環境部長。

○佐々木浩文環境部長 すみません、大変申し訳ないですが、先ほども御説明したとおり、安定型の処分場というものについては、処分場から流出する水がないということで、技術上の指針も含めて、問題はないという形で対応しているところであ

りまして、そういう意味で、地下水について調査していないということになります。

閉鎖してすでにもう 20 年以上経っているようなところでありますので、もしそういった形で流出がされているようであれば、おそらくですが、周辺の水路、河川等には何らかの影響が出るはずなのですが、現時点ではそれは全く認められておりませんので、市としては、これまでどおりまずは第一義に、原因者である方に片付けてくださいという形で指導しつつ、周辺の環境については水路等の水質管理をしっかりと、監視活動をしていきたいというふうに考えております。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 説明は分かりましたけれども、やはり、量が多いということですし、新城の近辺の住民は不安があると思いますので、そこは安全といつても、本当にそうなのかと。

P F A S は、最近出てきた問題なので、それも含めて、やはり安全対策ということで検査をしていくという方向でぜひお願ひしたいと。要望したいと思います。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山田委員。

○**山田千里委員** 本日の東奥日報の記事で、県内の高齢難聴者の補聴器購入費の補助が、実施予定 21 市町村という見出しが大きく出て、青森市は出遅れているんじゃないかと思ってよくよく記事を読んだら、2026 年度から導入を検討しているというふうに書かれていますけれども、その導入の検討の状況というか、補助内容とかいうのは決めているんでしょうか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 前回、6 月議会の村川議員から質問がありましてお答えしたんですが、前までは、まずは受診してもらうというところからが一番重要だということでお答えしたんですけども、昨年度、請願をいただきましたので、来年度の当初予算編成過程の中で、実施に向けて検討しているということを 6 月議会の一般質問でお答えしました。それを受けてということでおそらく——やるという断言はしていないんですが、中身についてはまだお答えできないんですけども、一応、来年度の当初予算編成過程の中で実施に向けて今、検討を進めているという状況であります。

[山田千里委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** さっきの産廃の話で確認なんだけれども、法的には、安定型の場合は原因者が管理をするということでいいんですね。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 産業廃棄物に関しては、全てが原因者の管理となります。

[竹山美虎委員「分かった」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** その安定型処分場というのを簡単に説明して欲しいけれども、分

厚いシートで覆っているから、様々なものが流出しないというイメージですが、安定型の処分場というのはどういうふうな形ですか。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** まず、捨てるもの自体に毒性がないガラスとかプラスチックも含めてなんですけれども、当時はそういうもので、水が染み込んでも、毒性のあるもの自体が流出しない、そういうごみをまず捨ててくださいというのが始まりでありまして、かつ処分場自体、水が外に出ない。今は、遮水シートとかをやるんですけども、あくまで昔のものなので、そこまでは確認はしていませんけれども、県のほうの立場としてはそういう、あくまでも外に流出することはまずないということを前提に、処分場として安定型というものを整備されたというふうな記録が残っている状況であります。

[山本武朝委員「分かりました」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )